#### かけつけ安心サポート利用規約

#### 総則

#### 第1条(規約の適用)

株式会社テレビ岸和田(以下「TVK」といいます)は、「かけつけ安心サポート利用規約」(以下「本規約」といいます)により「かけつけ安心サポート」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

#### 第2条(規約の変更)

TVK は、本規約を予告なく変更することがあります。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約の変更後は、TVK 指定の方法にて告知を行います。

### 第3条(本サービスの内容)

本サービスは、TVK のテレビ・ケーブルインターネット・光インターネット・ケーブルプラス電話・ケーブルライン(以下「基本サービス」といいます)の内いずれかを契約している加入者に対し行うものです。

- 2. 本サービスの適用は、TVK が別に定める所定の作業を同月内3回まで訪問対応するものとします。4回目以降の訪問対応は、有償とします。但し、TVK 都合による訪問は、この限りではありません。
- 3. 1回の訪問対応時間は、概ね1時間とし、これを越える場合は、後日再訪問を行うものとします。

## 第4条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
TVK	株式会社テレビ岸和田の略称
本規約	かけつけ安心サポート利用規約の略称
基本サービス	当社が提供するテレビ・ケーブルインターネット・光インターネッ
	ト・ケーブルプラス電話・ケーブルラインのサービス
本サービス	かけつけ安心サポートに係るサービス
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
機器	当社が販売または貸与するセットトップボックス、ケーブルモデ
	ム、ONU、電話機能付ケーブルモデム等
付属品	当社が販売するHDMIケーブル、D端子ケーブル、i. LINKケ
	ーブル等
所有機器	申込者または加入者所有のテレビ、コンピュータ、電話機等

## 第2節 利用契約

第5条 (利用申し込みができる対象)

本サービスの申し込みは、基本サービスを契約している本人かつ本サービスの加入申込書に記載する利用場所が基本サービスの申込書に記載された利用場所と同じである方に限られます。

2. 基本サービスの利用を一時停止している方、および店舗・事業所等で基本サービスをご利用いただいている方は、本サービスを申し込むことができません。

## 第6条(利用契約の単位と契約の有効期間)

利用契約の締結は1世帯ごとに行います。

2. 本サービスの最低利用期間は、課金開始月から6ヶ月間とします。ただし、契約期間満了前までに TVK、加入者いずれからも TVK 所定の方法により契約解除の申し出がない場合には、以後1ヶ月の期間をもって自動更新するものとします。

# 第7条(利用契約の申し込み)

申込者は、本規約を承諾の上、TVK所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。

- (1)申込者の住所、氏名
- (2)その他必要事項
- 2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
- 3. 申込者である個人が成年被後見入または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見入または保佐人の同意を必要とします。

#### 第8条 (利用契約の成立)

利用契約は、TVK が申込者の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、基本サービスへの加入に係る設置工事が発生する場合は、基本サービスを利用するための機器が設置された時に成立するものとします。

### 第9条 (申し込みの承諾)

TVK は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。

- (1)申込者が本規約に違反する恐れがある場合
- (2)申し込み内容に虚偽の記載がある場合
- (3)サービスの提供が著しく困難である場合
- (4)その他、利用契約の締結が不適当である場合
- 2. 前項の規定により、TVKが利用契約の申し込みを承諾しない場合、TVKは申込者に対しTVKの定める方法によりその旨を通知します。

# 第10条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、基本サービスにおいて加入申込書に記載した契約名義、住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などを変更し、TVK がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

### 第11条(権利譲渡等の禁止)

加入者は、TVK が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第3節 本サービス提供について 第12条(本サービスの提供対象) 本サービスの提供対象は、TVK の基本サービスのうち加入者が契約しているサービスのみ対象とします。

### 第13条 (加入者による事前準備)

加入者は、本サービスを受けるために TVK が指示する準備を予め行うものとします。

#### 第14条(本サービスの受付並びに提供時間)

本サービスの受付並びに提供時間は、TVK 営業時間内とします。

- 2. TVK は、加入者からの本サービスの利用受付に際し、加入者が要望する設定内容等を予め聞き取ります。 訪問後の追加の設定等の申し込みは受付できません。
- 3. TVK は、簡易な操作のみで対応できると判断した場合は、お電話にてご案内するものとします。

# 第15条(本サービス提供地域)

本サービスの提供地域は、TVK 営業地域内(岸和田市・泉北郡忠岡町)とします。

## 第16条(所有機器への対応)

本サービスでは、加入者の所有機器の修理はいたしません。

## 第4節 本サービス提供の停止等

第17条(本サービス提供の一時停止)

全ての基本サービスが一時停止になった場合、本サービスも同様に一時停止となるものとします。

2. 一時停止になっている全ての基本サービスのうち、いずれか一つの基本サービスの提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。

# 第18条 (TVK が行う本サービス提供の停止)

TVK は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1)第26条(加入者の支払い義務)に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合
- (2)第5条(利用申し込みができる対象)に定める条件を満たさない場合
- (3)申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (4)その他、TVK が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 2. TVK は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を TVK 所定の方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第19条(TVK が行う本サービス提供の休止)

TVK は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

2. TVK は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由、 実施期日および実施期間を TVK 所定の方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでは ありません。

# 第5節 利用契約の解除

第20条 (加入者が行う利用契約の解約)

加入者は利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望の前日までに TVK 所定の方法により申し出るものとします。ただし、最低利用期間内に解約する場合、加入者は違約金として最低利用期間の残月分の利用料を一括して支払うものとします。なお、第17条(本サービス提供の一時停止)で定める一時停止期間は、上記の「最低利用期間内」に算入しないものとします。

- 2. TVK が前項による申し出を受領した場合は、加入者が申し出た解約希望日の月末を、当該契約解約日として取り扱います。
- 3. 加入者が利用中の全ての基本サービスを解約する場合、本サービスも解約するものとします。
- 4. 本サービスの解約日の翌月から6ヶ月間は、同一世帯で再び本サービスを申し込むことはできません。

# 第21条 (TVK が行う利用契約の解除)

TVK は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条(利用契約の単位と契約の有効期間)2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1)第18条(TVK が行う本サービス提供の停止)1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- (2)加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
- (3)第5条(利用申し込みができる対象)に定める条件を満たさない場合
- 2. TVK は、加入者が第18条(TVK が行う本サービス提供の停止)1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が TVK の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
- 3. TVK は、1項および2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじ TVK 所定の方法により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4. 1項および2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日の月末を本サービスの利用終了日と定めます。

#### 第6節 本サービス

#### 第22条(本サービスの完了)

加入者は、本サービスにかかわる作業の終了後、TVK 作業員立ち会いのもと、速やかに当該作業内容について確認を行うものとします。なお加入者は、当該確認に際し、TVK 作業員による本サービスの提供上生じたと認められる損傷を発見した場合は、直ちに TVK 作業員に申告するものとします。

- 2. 加入者は、前項による確認終了後、TVK 所定の作業完了報告書に署名するものとします。
- 3. 本サービスに係る作業の完了日は、前項に定める作業完了報告書に署名した日とします。

## 第23条(本サービス完了後の対応)

本サービスの完了後、TVK の責めによる作業内容の不備が明らかになった場合、訪問サポート時の作業については、TVK が認める場合に限り、無償で対応するものとします。

# 第24条(本サービスに係る作業の中止)

TVK は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスに係る作業に着手したか否かにかかわらず、本サービスに係る作業の提供を中止することができるものとします。

- (1) 第13条(加入者による事前準備)に定める事前準備が行われていない等、TVK 作業員が本サービスに係る作業に着手できない、または本サービスに係る作業を継続できないと認められる相当の事由がある場合(ただし、TVK の責めに帰すべき事由による場合は除きます)
- (2) 加入者宅または加入者宅内において、物品に損傷を与える可能性が高い作業を行う必要が生じた場合

### 第7節 料金等

第25条(本サービスの料金)

本サービスの月額基本利用料金は、税込550円(税抜500円)とします。

2. 本サービスを同月内で4回目以降利用する場合の料金は、別に定めます。

#### 第26条 (加入者の支払い義務)

加入者は、当該月に本サービスの提供を受けたか否かにかかわらず第25条(本サービスの料金)で規定する料金、および同月内で4回目以降の料金をTVKに支払う義務を負うものとします。なお第10条(加入申込書記載事項の変更)の規定により加入者の契約事項が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、25条(本サービスの料金)等で規定する料金をTVKに支払う義務を負うものとします。

- 2. 月額利用料金の支払い義務は、第8条(利用契約の成立)に規定する利用契約の成立した日の翌月に発生するものとします。なお、月額利用料金の日割り計算による精算は行わないものとします。
- 3. 本サービスの料金の支払い義務は、第22条(本サービスの完了)3項に規定する本サービスの完了日に発生するものとします。

# 第27条 (料金等の請求時期および支払期日等)

TVK は、料金等を、支払期限を定めて加入者に請求します。

- 2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、TVK が指定する期日までに、TVK 所定の方法により、 当該料金等を支払うものとします。
- 3. 加入者は、1項の料金等について、TVKの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

#### 第8節 雑則

# 第28条 (個人情報)

TVK は加入者の個人情報について、TVK が定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、TVK が定める「個人情報の保護に関する公表事項」 において公表するものとします。

## 第29条 (無保証)

TVK は、本サービスの提供をもって、加入者による基本サービスの利用を保証するものではありません。また、本

サービスに係る作業を完了できない場合においても、本サービスに係る作業により発生した費用については、加 入者に負担していただく場合があります。

### 第30条(免責事項)

TVK は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1)第18条(TVK が行う本サービス提供の停止)、第19条(TVK が行う本サービス提供の休止)、および第31条 (本サービスの廃止)の規定により生じた損害
- (2)所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
- (3)配線工事などにより土地建物に生じた損傷
- (4) 天災、事変、その他 TVK の責に帰することができない事由により生じた損害
- (5) 本サービスに係る作業を完了できなかったことにより生じた損害

# 第31条(本サービスの廃止)

TVK は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 前項の場合、TVK は加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに TVK 所定の方法によりその旨を告知します。

## 第32条(国内法への準拠)

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については大阪地方裁判所を 第一審の管轄裁判所とします。

### 第33条 (定めなき事項)

本規約に定めなき事項が生じた場合、TVK および加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本規約は、令和3年4月1日より施行します。